

海の森水上競技場
感染拡大防止対策方針
(ご利用の皆様へのお願い)

第2版

令和2年12月16日

海の森水上競技場

目次

1. 本方針について
2. 利用者の皆様へのお願い
3. イベント事業者様へのお願い

1 本方針について

本方針は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン 第4版」（令和2年12月16日）を踏まえ、海の森水上競技場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、ご利用の皆様へお願ひする事項を整理したものです。

※なお、本方針内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2. 利用者の皆様へのお願い

施設をご利用の際は、以下の各事項を遵守いただきますよう、お願ひします。また、各競技別のガイドラインが作成されている場合は、参考とするようにしてください。

- (ア) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- (イ) 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- (ウ) 利用中に大きな声で会話等をしないこと
- (エ) 感染防止のために施設管理者が定めた事項の遵守、また施設管理者の指示に従うこと
- (オ) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- (カ) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること
- (キ) ゴミは持ち帰ること。鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉すること
- (ク) 運動・スポーツを行う際は以下に留意すること
 - i 十分な距離の確保
運動・スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、ボート・カヌー競技時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。
(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である
 - ii 位置取り
走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- (ケ) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- (コ) タオルの共用はしないこと

- (サ) 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ること
- (シ) 飲食については、艇庫棟2F食堂スペース以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- (ス) 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- (セ) 過度な大きさ、頻度の声出し、ハイタッチや握手等のキンシップは避けること
- (ソ) 「東京都版新型コロナ見守りサービス」などの接触確認アプリへの登録

3. イベント主催者様へのお願い

イベントを開催する際は、本方針のほか、（公財）日本スポーツ協会・（公財）日本障がい者スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）、東京都「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン 第4版」（令和2年12月16日）に沿ったご対応をいただきますよう、お願いします。全国的かつ大規模なイベントを開催する場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応等を確認させていただき、感染リスク対応が整わない場合は、施設利用をお断りする場合がございます。

イベント実施の際は、以下の事項を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

- ア イベント前日にも受付を行う等により、イベント当日の受付時に混雑を避けることを心がける
- イ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保する
- ウ イベントに観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応を行う
- エ 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する
- オ 来場者が遵守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行う
- カ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うようにすること。
 - (ア) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - (イ) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
 - (ウ) 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
 - (エ) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること